

第2ラウンドにおける検討事項について

○統計リソースの有効活用等

I 統計リソースの確保・配分の在り方、有効活用

【第1ラウンドでの主な議論】

- 1 統計リソースの確保に当たっては、各府省単位の予算・人材の確保の取組みでは、スクラップ&ビルドの適用があり、限界に達しており、今後、公的統計の質・量を確保していくには、「オール政府統計」的対応が求められ、共同歩調をとるための長期的視野からの議論が必要。
- 2 分散型統計組織を前提にするならば、政府全体の統計予算・定員という概念で府省横断的に調整することについて、予算・定員部局の理解を得ることは困難ではないか。
- 3 統計委員会には、スクラップが求められないような「追い風」を吹かすことを期待。
- 4 新たな統計の整備が議論される中で、リソースの絶対数を増やす努力は行うべき。そのためには、国際比較により日本は過少であることを示すことが効果的ではないか。
- 5 行財政改革の流れの中で、統計だけ逆行することは不可能。
- 6 統計調査の緊急ニーズについては、潜在的な需要はあるが承認審査に時間を要することが課題。既存調査に調査事項を付加して実施する等の対応は考慮に値する。

【第2ラウンドで更に検討が必要と考えられる事項】

ア 予算、定員等の統計リソースに関しては、

- ① 国、地方を通じた行財政改革が推進している中で、新たな統計整備ニーズに対応するという観点から、今後、政府統計全体としての取組みをどのように進めていくことが効果的か。
- ② 分散型統計機構の下で、基本計画に盛り込まれた統計整備を、リソース面で支える仕組みとして、どのようなものが考えられるか。

イ 緊急ニーズに対応するための統計調査の審査の迅速化については、どのように考えるか。また、既存調査に調査事項を追加することについてはどうか。

Ⅱ 統計職員等の人材の育成・確保

【第1ラウンドでの主な議論】

- 1 統計関係職員が2, 3年のローテーションで異動するので、専門家が育成されない。学会との交流等により、専門家を育成すべき。
- 2 各府省での政策部局との人事ローテーションは、
 - ① 様々な部局を経験させることにより、統計メーカーからユーザーまでのバランス感覚の醸成
 - ② 政策を熟知させることにより調査設計に役立てる等の理由により行っている。
- 3 職員の質を高めるには、①採用の際に留意、②各府省間の人事交流も広い視野を持たせることに役立つ、③女性の積極的登用、が重要。
- 4 各府省間の人事交流は、数ではなく質を重視すべき。一次統計側と加工統計側の交流は有意義。
- 5 社会における様々な情報の潮流を把握し、その中で政府統計の在り方を議論できる人材の育成も重要。
- 6 各府省では、独自に研修を行っているが、長期の研修は困難になりつつある。

【第2ラウンドで更に検討が必要と考えられる事項】

- | |
|--|
| <p>ア 各府省が従来から行っている統計職員の政策部局との人事ローテーションについては、どのように考えるか。特に、統計分野を専門に異動することについてキャリアアップやインセンティブ付与は考えられないか。</p> <p>イ 学界等との人事交流は、具体的にはどのように進めるのが適切か。</p> <p>ウ 統計関係職員の各府省間における人事交流は、現状のままでよいか。各府省による連絡調整の場を設けるなど、改善点はないか。</p> <p>エ 国際分野において活躍できる職員の育成はどのように対応すべきか。</p> <p>オ 長期の統計研修が困難になる中で、人材育成のためにはどのような方策が考えられるか（総務省統計研修所の具体的活用方策を含めて）。</p> |
|--|

Ⅲ 関係機関等（地方、学会等）との連携

【第1ラウンドでの主な議論】

- 1 現状では、官学交流に対しては、官側は通常業務に追われてその余裕がないこと、学側はメリットを感じていないこと、などから不活発な状況であり、官学交流を促進するためには、何らかのシステムを構築すべき。
- 2 学側のメリットとしては、官学交流が、研究者の業績や経歴として残せるようにすることが重要である。
例：
 - ・ 研究者が参加する研究会等の位置づけをレベルアップ
 - ・ コンペ方式により、新方式の開発者の名前を冠する
 - ・ 各府省共通の課題について統計委員会から学会側に提起し、学界が結論を出す等、学会側の功績に考慮 等
- 3 官側の対策としては、行政機関内に研究者との連携が可能となるような組織を作ることも必要。（内閣府の客員主任研究官も一種の連携拠点であり、各府省共通の拠点を整備することも考えられる。）

【第2ラウンドで更に検討が必要と考えられる事項】

- | |
|---|
| <p>ア 官にとって学との交流に時間、人員等を割く余裕がない中で、今後、どのように官学交流を進めるべきか。また、官の内部に学との交流拠点（組織）を整備することがその解決策になるか。</p> <p>イ 学にとってのメリット措置は、どのようにシステムとして組み込むことが可能か。</p> |
|---|

IV 統計の独立性、中立性

【第1ラウンドでの主な議論】

- 1 独立性、中立性とは、あらゆる利害関係者からの独立性、中立性を意味する。
- 2 英米では、公表に関する規律を定めており、我が国でも作成することを検討してはどうか。
- 3 統計機関の中立性へは独立性により担保される。独立性は、予算、人員、職員配置の自立が基本であり、それは、総枠管理という考え方から出発するのが实际的。中立性は、「統計」について言及すべきであり、統計基準の中にその内容を規定することが適当。
- 4 成果としての統計の独立性・中立性は理解できるが、統計機関の独立性・中立性を問う意味は何か。

【第2ラウンドで更に検討が必要と考えられる事項】

- | |
|---|
| <p>ア 我が国にとって、公表前機密の保持等、統計の中立性に関する規律を定めることについては、どのように考えるか。定めるとした場合、その法的位置づけ、対象範囲、具体的内容等をどうするか。</p> <p>イ 統計の独立性・中立性を確保するためには、統計機関の在り方、位置づけはどうあるべきか。</p> |
|---|